

## 2004年 スイス学会参加記 岩井隆夫

去る5月下旬に開催された「スイス社会経済史学会」の年次大会(5月22日、ベルン大学)に参加してきましたので、簡単に内容をご報告します。

この学会は設立当初から広い意味の社会史の研究蓄積を目指し、政治史や国制史の枠組みにとらわれず、個人や人的ネットワークを軸にした共同体や社会組織の多様なあり方を明らかにしてきた。

今年の大会のテーマは「犯罪化、非犯罪化、正常化(Kriminalisieren - Entkriminalisieren - Normalisieren)」であり、近年わが国でも研究が進んでいる犯罪史の現状とスイスでの研究成果について、実に新鮮な知見を得ることができました。

Xavier Rousseaux(パリ大学)による基調報告「政治、社会および文化の間 - ヨーロッパにおける犯罪と正義の歴史の2世紀 - (Entre politique, société et culture : deux siècles d'histoire du crime et de la justice en Europe)」は、19・20世紀を対象とした犯罪史についての方法論上の詳細な整理と今後の研究の見通しを与えるもの、Gerd Schwerhoff(ドレスデン大学)による基調報告「14世紀~18世紀における暴力犯罪の変遷 - 質的・量的局面 - (Gewaltkriminalität im Wandel(14.-18.Jahrhundert) - Qualitative und quantitative Aspekte -)」は、中世後期から近世末に至るまでの時期のドイツに関する犯罪史の研究の現状を概観したもの。

昼食と会員総会を挟んで、四つのセッション( :「平和創造」10世紀~17世紀における教会および俗界権力による裁判権行使、 :18世紀~20世紀における刑法および刑事訴追の改革、 :性秩序の犯罪化と正常化、 :境界設定と境界超越)に分かれ、各8本の報告と討論がなされました。

私はこのセッションに参加しましたが、他のセッションでは、刑法をめぐる論争や家庭内暴力や離婚やマネーロンダリングやコンピュータ犯罪などといった、実に多様な問題が取り上げられていた。このセッションの報告者と報告のタイトルは以下の通り。

Hans Joachim Schmidt, "Frieden Schaffen..." (10.-13.Jahrhundert) (10世紀~13世紀における「平和創造」)。

Jeanette Rauschert, Recht setzen zwischen Mündlichkeit und Schriftlichkeit in der spätmittelalterlichen Stadt(中世後期の都市における、口頭と文書間の法設定)。

Oliver Landolt, Kriminalisierung von Kriegsverbrechen in der spätmittelalterlichen Eidgenossenschaft(中世後期の盟約者団における戦争行為の犯罪化)。

Michael Blatter, Die Bevölkerung von Engelberg vor Gericht(16.-18.Jahrhundert)(16世紀~18世紀にかけての、エンゲルベルク住民の裁判沙汰)。

Heike Bock, Religiöse oder politische Devianz? Eine Fallstudie aus dem 18. Jahrhundert(宗教上の逸脱か、それとも政治上の逸脱? 18世紀についての事例)

K.Utz-Tremp/G.Modestin, Die Anfänge der Hexenverfolgung in der Westschweiz

(西部スイスにおける魔女迫害の開始)

Lionel Bartolimi, Dieu et ses saints devant la justice neuchâteloise (ヌシャテルの裁判における神と聖人たち)

Regula Wyss, Zur Justizpraxis der bernischen Reformationskammer im 17. Jahrhundert (17世紀のベルンの宗教改革局による審理)

は、中世における平和をめぐる観念を扱ったもの。 は、中世都市における法秩序のあり方を扱ったもの。 は、中世後期の盟約者団における戦争行為の犯罪化の基準をめぐる議論を扱ったもの。 は、エンゲルベルク溪谷における取引税をめぐる紛争を扱ったもの。 は、ルツェルン邦の農村部における異端者に対する対応を扱ったもの。 は、西部スイスを対象とした、15世紀末～16世紀初頭における魔女迫害の実態を扱ったもの。 は、ヌシャテルを対象とした、裁判所に対する聖界の対応を扱ったもの。 は、17世紀のベルンの宗教改革局による服装規制を扱ったもの。

全体として、個人や組織による犯罪を軸にしているために、きめの細かい議論がなされているという長所が見受けられる報告があったことは確かであるが、政治史や国制史や教会史や経済史といった従来の研究成果との繋がりについての認識が不十分であるために、犯罪という事態が皮相的に捉えられてしまう報告もあったことは否めない。